

『ザクセンシュピーゲル』の図像読解と高校世界史
教材化の試み(2)

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2016-09-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤井, 真生, 嶋岡, 祐太, 杉田, 望, 井上, まな, 小林, 実央 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00009824

『ザクセンシュピーゲル』の図像読解と 高校世界史教材化の試み（2）

藤井真生・嶋岡祐太¹
杉田望²・井上まな³
小林実央⁴

はじめに

本稿は13世紀ドイツで作成された法書『ザクセンシュピーゲル』の写本挿絵の読解と、これを用いた高校世界史授業の教材化の試みの続編である。前稿⁵で予告したように、2015年度後期の大学院授業⁶では、ハイデルベルク版『ザクセンシュピーゲル』⁷の前半部分（1r-12v）の図像読解を進め、これで完結とした⁸。ハイデルベルク版は、1r～6vがレーン法の1条から24条まで、7r～7vがラント法2巻の第20条から第22条まで、8r～12vがラント法2巻の第48条から第72条まで、12v～30rがラント法3巻の第1条から第91条までに該当する⁹。

以上のように継続した作業であるため、タイトルは（2）とうったが、前稿のような授業案は掲載していない。ただし、高校教員が授業をつくるさいの一

¹ 静岡大学大学院人文社会科学部研究科比較地域文化専攻修了。

² 静岡大学大学院人文社会科学部研究科比較地域文化専攻2年。

³ 静岡大学人文社会科学部社会学科歴史学コース4年。

⁴ 静岡大学人文社会科学部社会学科人間学コース4年。

⁵ 藤井真生・嶋岡祐太・杉田望『『ザクセンシュピーゲル』の図像読解と高校世界史教材化の試み』『人文論集』66巻2号（2015年）、35-63頁。

⁶ 今回の執筆者のほかに、静岡大学大学院人文社会科学部研究科比較地域文化専攻2年（受講時）の佐藤瑠美および静岡大学人文社会科学部社会学科人間学コース4年（受講時）の松井希が参加した。読解の結果は参加者全員の話し合いによるものである。

⁷ ハイデルベルク版（<http://digi.ub.uni-heidelberg.de/diglit/cpg164>）。

⁸ 日本語訳は、ラント法については久保正幡・石川武・直居淳訳『ザクセンシュピーゲル・ラント法』創文社、1977年、レーン法については石川武「資料ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（1）-（19）」『北大法学論集』51巻5号-55巻5号（2001-2005年）を参照した。

⁹ ただし、前稿でも断ったように、あくまで図像と邦語訳を参照して読み解いた結果であり、ドイツなどにおける先行研究の成果を確認していない。その意味では誤りもあろうかと思う。お気づきの方はご指摘いただきたい。

助となることを願う点に変わりはなく、図像を掲示し、そこに表現された意味を解説することによって、ヨーロッパ中世社会を高校生が理解するための補助教材となることを目指している。読解は全部で4つのパートに分け、人物編（担当：小林）、行為編（担当：杉田）、事物編（担当：嶋岡）、動物・聖書・時編（担当：井上）を設けた。執筆者は授業での検討内容をふまえて解説をくわえている。

1、臣従礼に関する教材

歴史資料としての『ザクセンシュペーゲル』についてはすでに前稿で取り上げているため、ここでは高校世界史教材としての臣従礼およびその図像について若干の補足を試みたい。新課程版の教科書としては、①『詳説世界史B』、②『新世界史B』、③『高校世界史B』（いずれも山川出版社）、④『世界史B』、⑤『新選世界史B』（ともに東京書籍）、⑥『新詳世界史B』（帝国書院）、⑦実教出版『世界史B』が対象となる¹⁰。

結論から述べると、これらの教科書では臣従礼の場面で『ザクセンシュペーゲル』の挿絵を用いられていない。では、利用されている教材は何であろうか。多いのはカール大帝を主人公とする一群の武勲詩に属する『アspremon Chanson d'Aspremont』（14世紀写本）¹¹である。ローランがカール大帝に封臣誓約をおこない、聖剣デュランダルを授かる場面が①（第5章：ヨーロッパ世界の形成と発展、第1節：西ヨーロッパ世界の成立、130頁）、③（第5章：ヨーロッパ世界の形成と発展、第1節：西ヨーロッパ世界の成立、82頁）、④（第9章：ヨーロッパ世界の形成、第3節：封建社会と都市、141頁）、⑤（第5章：ヨーロッパ世界の形成と変動、第2節：西ヨーロッパ世界の成立、90頁）に掲載されている。いずれも封建社会を説明する箇所であり、キャプションは「騎士の叙任（式）」（国王に忠誠を誓う臣下）とある。また⑥（第8章：ヨーロッパ世界の形成、第1節：地中海北方へ広がるキリスト教、95頁）では、これらとは別の図

¹⁰ 世界史Bの2016年度の教科書採択状況は、①50.9%、②1.1%、③8.6%、④9.7%、⑤15.4%、⑥8.6%、⑦5.9%となっている（この7冊で占有率100%）。渡辺敦司「16年度高校教科書採択状況—文化科省まとめ（上）」『内外教育』6471号（2016）、9頁。

¹¹ 14世紀の写本。所蔵先はヴェネツィア、マルチャーナ国立図書館Biblioteca nazionale Marcianaと思われる。デジタル化の有無は確認できていない。画像自体はウィキペディアにリンクが貼られている（<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%81%AE%E6%AD%8C#/media/File:Rolandfealty.jpg>）。

像であるが、やはりカール大帝が登場し、騎士たちが彼に忠誠を誓う場面が使われている（『スペイン遠征Entrée d'Espagne』）¹²。これもまた封建社会の理解を促すための図像で、キャプションは「臣従礼」とある。どちらも同時代の題材として描かれているものではなく、5～6世紀前の出来事を14世紀のスタイルで表現した図像であり、臣従礼は写本が制作された14世紀の在り方とみなしうる。その意味では、厳密に言えば、⑥などは図像のもつ情報と掲載頁の位置関係のズレがやや大きいといえる。⑦もまた別の図像を用いているが、出典は確認できていない。国王の前に跪き、剣を受け取る臣下の円内の構図は他にもみられ、後述の参考書③、④、⑤と共通している。また、兜を完全にかぶって顔をかくしたタイプもある¹³。一方、②（第9章：ヨーロッパの形成、第3節：教皇権の確立と十字軍、144頁）は、臣従礼の関連する図像を掲載していない。この教科書は記述の仕方が独自で、封建社会の説明ではなく、十字軍運動の背景として封建的主従関係や騎士文化が触れられている。

以上のように、教科書を検討したかぎりでは、『ザクセンシュピーゲル』は封建社会の理解を促進するための資料として利用されていないようである。では、参考書類ではどうだろうか。まずは①帝国書院の『明解世界史図説エスカリエ』八訂版（初訂版も）および②『最新世界史図説タペストリー』十四訂版（八訂版も）をみてみよう¹⁴。①は106頁（初訂版では102頁）「ヨーロッパの封建社会」の③「騎士の登場」で用いられている。図像はここでも『アスプレモン』における騎士叙任の場面である。図像中には「主君」、「臣下」、「帯刀式」との文字が補足されている。一方②は、142頁（八訂版では130頁）「封建社会の成立」のトップにおいて2つの図像を掲載している。一つは『アスプレモン』、もう一つは少し前の版では（少なくとも八訂版までは）『ザクセンシュピーゲル』が使われていたが、最新版は別の図像を用いている。出典は確認できていないが、こちらは騎士叙任の模様ではなく臣従礼を描いている。

なお、かつて掲載されていた『ザクセンシュピーゲル』の図はハイデルベルク版6vの3段目の一部である。新版では使われなくなったものの、少し解説を

¹² 14世紀ヴェネツィアの写本。所蔵先は同じくマルチャーナ国立図書館。こちらの出典は、フランソワ・イシュ（蔵持不三也訳）『絵解き中世のヨーロッパ』原書房、2003年、84、249-250頁から確認できる。デジタル化の有無は不明。

¹³ そのひとつとして、ダラム司教座聖堂の1300年頃の細密画があげられる。ウィンター（佐藤牧夫。渡部治雄訳）『騎士——その理想と現実——』東京書籍、1982年、103頁。

¹⁴ 研究室に所蔵されていた古い版と新しいものを比較してみた。初訂版・八訂版であることにそれ以上の意味はない。

しておこう。ここでは、図に「主君」、「臣下」、「土地」の文字を付したうえで、臣下の5本の手が意味することを読み解かせようとしている。主君に包まれている両手は保護を受けることを意味し¹⁵、他の2本の手は与えられるべき土地(麦の穂で象徴)を示している。では、自分の顔を指している手は何を意味しているのだろうか。資料集の当該頁にこれを読み解く手がかりはないのだが、レーン法の条文から探ってみよう。石川武の訳により、やや長いが全文を引用する¹⁶。

主君が家臣に対して、彼(=家臣)が法(の定め)に従って彼(=主君)の許へもちこんだ所領を封与する場合は、彼(=家臣)は彼(=主君)に対して、彼が知っているもの(=所領)は、直ちにそれをすべて(特定して具体的に)申し立てる義務を負う。しかしながら、彼(=家臣)が(具体的に)知らないもの(=所領)は、彼(=家臣)はそれを彼(=主君)に対して14夜後に(具体的に特定して)申し立てるべきであり、そのために主君は、彼(=家臣)に(14夜後に)(裁判)期日を定めて(家臣を)彼(=主君)の家臣(たち)の前へ(=主君のレーン法廷へ)召喚すべきである。何であれ彼(=家臣)がそこで申し立てない(ないし、申し立てなかった)もの(=所領)については、彼(=家臣)はそれ以後(その授封を求め、あるいは、それを請求する)権利をもたない。

ここから家臣の行為として「申し立て」を読みとることができよう。自分を指さす行為は、土地が自分に帰属していることの主張、あるいは申し立てそのもの(口を指しているともみえる)を意味していると考えられる。一方、主君は家臣をレーン法廷へ召喚しており、主君の背後には彼の家臣たちが顔をのぞかせている。なお、解説に「左上の顔は臣従礼を見守る神と考えられている」とあるが、これは誤りである。本稿時編③(64頁)にあるように、この顔は月を表している。前稿で示したように、『ザクセンシュピーゲル』において太陽は丸の中に顔を描き、外側に太陽光を派出させたもの、月は丸の中に三日月を描き、丸内の余白に顔をつけ足したもので表現される。そして太陽は昼を、月は夜を意味する。また図像の切り取り方によって消去されてしまっているが、本来はこの月の上にローマ数字のIIが書き込まれている(時編③)。これと条文を照らし合わせてみれば、ローマ数字のIが1週間を意味し、つまりここでは2

¹⁵ ただし、その後主君と家臣が平和の接吻を交わすことにより、従属的縦関係はやや平等的横関係に修正がはかれる(池上俊一『図説騎士の世界』河出書房新社、2012年、38-39頁)。

¹⁶ 石川武「資料ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳(4)」『北大法学論集』52巻2号、692頁。原語の補足は省略した。

週間分の夜=14夜を描いたものであることがわかる。

一方、③山川出版社の『詳説世界史図録』(2015年)では、77頁の「西ヨーロッパ世界の成立②」の③「封建社会の成立」で、さきほどの出典不明の騎士叙任図が用いられている。また、④浜島書店『アカデミア世界史』(2016年)と⑤『ニューステージ世界史詳覧』(2016年)は、それぞれ「西ヨーロッパ封建社会」②「中世の城と城主」(157頁)と「西ヨーロッパ封建社会」①「封建制の成立」(129頁)で、同じ騎士叙任の図像を掲載しており、これも土地を媒介とした封建関係を取り結ぶ場面を描いたものではない。

高校で利用される図説資料集としては、だいたい以上が代表的なものと思われるが、現在出回っている版ではいずれも騎士叙任の場面を掲載資料として選択し、土地ではなく剣の授受を描いたものとなっている(かつての『タペストリー』が例外)。基本的には「封建社会」を説明する単元であり、その本質である「土地による媒介」を理解するための補助となる図像が(図像も)載っていることが望ましいはずである。その意味では『ザクセンシュピーゲル』は格好の教材であると思われる。前述のような誤解を正せば、十分に使用する意義のある図像だが、今後はこのまま使用されなくなっていくのであろうか。

では、次章では図像の読解に移ろう。なお、図像に付された番号の上4桁は、ハイデルベルク大学図書館のつけたページ番号を示す(空白部分も含み、フォリオには対応していない)。スラッシュ以下の数字は邦訳『ザクセンシュピーゲル・ラント法』の条文番号である。

2、図像の読解

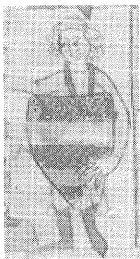



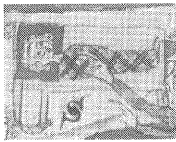

人物編




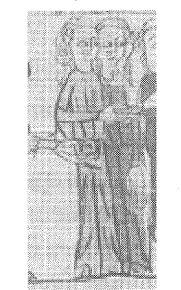
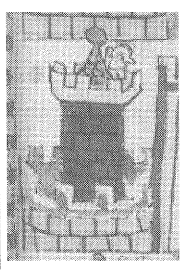

以下では、『ザクセンシュピーゲル』の図像のうち、人物に関係するものをまとめた。

ヘルシルトが完全な者(①)、つまり、所領をレーンとして支配する権利が完全な者は、盾を首から下げることで優先権が示されている。ヴェンド人、ポーランド人、バーメン人(②)は、3人揃って登場する。ヴェンド人は赤い服を着用しているが、縞模様のタイツは確認することはできなかった¹⁷。ポーランド人とバーメン人は尖った帽子を着用することで表現されている。六選帝侯

¹⁷ ヴェンド人は赤いチュニックに縞模様のタイツという姿で描かれている(藤井ほか『『ザクセンシュピーゲル』の図像読解と高校世界史教材化の試み』、39頁)。

(③) は、トリーア、ケルン、マインツの各大司教と、ライン王宮伯、ザクセン大公、ブランデンブルク辺境伯の計6人である。各司教は、司教冠をかぶっている。代言人(④)は、右手の人差し指と中指で聖遺物に触れ、誓約を行っている。さらに、口を手で押えている家臣に対して、左手の人差し指を立てることで、左側の人物に頼まれた通りに証言したことを表現している。赤ん坊(⑤)は篋巻きで描かれている。兄弟(⑥)は同じ身体より2つの首を出すことで表されており、異父/異母兄弟(⑦)との区別は、服の色や縞模様の有無によって表現されている。修道士(⑧)は修道服を着ている。牧人(⑨)は、先の尖った帽子を着用し、杖を持った姿で描かれている。未婚者と既婚者(⑩)においては、ベールの有無で区別されている。ベールをかぶっている者は既婚者であり、ベールをかぶっていない者は未婚者である。城から顔を出しているのは、城に逃げ込み匿われている強盗(⑪)である。強盗騎士(⑫)は、他人の馬の手綱を引っ張り、馬を略奪しようとする様子で表されている。

対象・特徴・番号	画像	対象・特徴・番号	画像
①ヘルシルト(所領をレーンとして支配する権利)が完全な者 特徴:盾を首から下げている。 0015/2-4、2-6 0016/2-7ほか		②ヴェンド人・ポーランド人・ベーメン人 特徴:赤い服がヴェンド人、ポーランド人とベーメン人は尖った帽子を着用している。 0016/4-1	
③六選帝侯 特徴:トリーア・ケルン・マインツの各大司教、ライン王宮伯、ザクセン大公、ブランデンブルク辺境伯。 0017/4-2		④代言人 特徴:右の人物。自分は左の人物に頼まれた通りに話したと証言している。 0023/19-1	
⑤赤ん坊 特徴:篋巻きにされている。 0023/20-1		⑥兄弟 特徴:一つの身体から首が二つ出ている。 0027/2-20-1	

<p>⑦異母兄弟／異父兄弟 (右) 特徴：服の違いによって、異母／異父兄弟かそうでないかを区別している。 0027/2-20-1</p>		<p>⑧修道士 特徴：修道服を着ている。 0028/2-22-3</p>	
<p>⑨牧人 特徴：先のとがった被り物。 杖を持っている。 0029/2-54-1 0030/2-54-2 2-54-5ほか</p>		<p>⑩未婚者と既婚者 特徴：既婚者はベールをかぶっているが、未婚者はかぶっていない。 0034/2-64-1 0035/2-66-1</p>	
<p>⑪逃げ込んだ強盗 特徴：城に逃げ込んだ強盗。 0037/2-72-2</p>		<p>⑫強盗騎士 特徴：他人の馬の手綱を引っ張っている。 0038/2-72-5</p>	

行為編

以下では、『ザクセンシュピーゲル』の図像のうち、行為に関するものをまとめた。

教えるという行為(①)は、年長者と、年長者の話聞く若者を描くことで表されている。ここでは右側の人物に髭と鞭が描かれており、そちらが年長者で教えている側であることが判断できる。家臣は主君を先に行かせ、後ろを歩くという行為(⑥)は、主君の背を押す家臣によって表現している。右側の人物が冠を被っているため、そちらが主君であることが分かる。不法行為(⑮)は、松明を持った人物が建物に放火しようとしている姿を描いて表している。建物を良くする行為(⑲)は、金槌を持って作業する人物で表現している。質

入れ(24)では、衣服を担保として預ける場面を描いている。叫喚告知¹⁸(31)は、他の裁判官区に逃げ込んだ人物を連れ戻している様子で表現している。右側の武器を持った人びとが、叫喚告知により集まった者達だと推測できる。ラッパを吹く行為(32)は、ここでは城の上に聞こえるように、平和破壊者の引渡を要求していることを示している。その他、動物の行為も登場し、家畜による傷害(22)では、牛がヤギを攻撃する様子が描かれている。

内容は異なるが同じような構図を描いている事例もある。例えば、他人の所領に危害を加える行為(23)と片足で届く範囲での穀物の刈り取り(29)は、どちらも鎌で穀物を刈り取る人物が描かれている。しかし、前者は違法であるのに対し、後者は合法であり、路上に片足を置き、そこから届く範囲の穀物を乗り潰した馬に与えることが認められている。

次に、行為の中でも、特に立証に関わるものに触れていく。立証を退ける行為(2)では、立証している者の腕を掴み、聖遺物に触れさせないようにするという表現が用いられている。21人による証言(21)は、実際に21人で立証を行っている姿が描かれている。子どもを引き掴む行為(27)では、大人が子どもの髪を掴んでいる姿が描かれているが、同時に聖遺物にも触れており、これは引き掴んでいるのは子どもの非行が理由であることを立証しているためである。

何かの象徴となっている物を描くことで、特定の行為を表現する事例も見受けられる。まず、国王が王笏を渡すことで、レーンの封与(3)を表しているが、ここでは王笏がレーンの象徴となっている。教会の管理を任せるという行為(4)は鍵を渡すことによって表わされており、鍵は教会を示している。城塞レーンの封与(5)では何も手渡しておらず手を握るだけとなっているが、左側の2人の人物の背に描かれている城が城塞レーンを表している。所領の返還(13)では、手袋が手渡されている。手袋のような服飾品は、主君の身体の換喩として、権力・権利を表していると推測される¹⁹。実力によって所領を奪うという行為(18)は、武装した人物が所領の象徴である麦穂を掴む表現が用いられている。所領の授封時期を申し述べる行為(10)は、人物が太陽を指さす姿で表現されているが、この太陽が所領の授封時期を象徴している。

人物の服装や所持品などによって行為を表現する場合もあり、例えば、鎧を

¹⁸ 現行犯の被害者が、犯人を捕らえたり裁判上の援助を求めたりするために、隣人を呼び集める事であって、隣人はこの呼び声に応ずる義務がある(久保ほか訳、前掲書、101頁)。

¹⁹ 池上俊一「儀礼と象徴の中世」岩波書店、2008年、149頁。



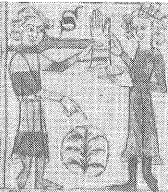





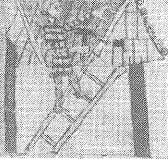

着た人物を描くことで軍役(⑦)を表している。また、鎧を着た人物が武器を置き、くつろいでいる姿によって、勤務の休止(⑧)を表現している。聖職者を宗教裁判(⑫)の象徴として描いている事例もある。首を棒で押さえつけられた人物が描かれているが、これは判決によって所領を剥奪された状態(⑭)を表していると考えられる。決闘(⑬)は剣と盾を持って対峙した人物によって表わされている。不当な死(⑮)は、簀巻きにされた人物によって表現されている。剣以外の武装の禁止(⑯)は、剣以外の武器(ここでは兜)を身につけず、馬に載せている様子を描くことで表現している。

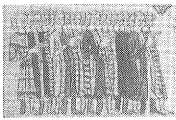





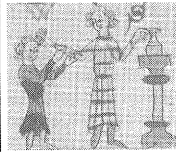



行為は、描かれている人物のポーズによって表わされる場合もあり、所領が人に封与されたのを見た、あるいは聞いたこと(⑨)を表現する際は、封与を見た者は自分の目を、聞いた者は自分の耳を指さしながら、聖遺物に触れている姿で描かれている。ある決定に対して正式な異議がないこと(⑪)は、人物が自分の口をおさえる姿で表現している。赤ん坊が無事に産まれたことの証言(⑩)は、四隅にいる人物が自分の耳を指さしている姿で表現されているが、これは四隅の人物が産まれた赤ん坊の声を聞いたことを示している。この絵と対応する条文には、「息が父の死後(に生まれ)、人が家の四隅で彼の声を聞きうるほど長く、生きて(ないし、いた)場合、彼は彼の父のレーンを相続した(たことになり)、またそれ(=父のレーン)を、それについてゲディングゲ(gedinge)をもっていたすべて者から、遠ざけた(hevetgevernet)(=それについてのゲディングゲをすべて彼棄した)ことになる²⁰。」とある。すなわち、家の四隅の人物が赤ん坊の声を聞いたことにより、父親のレーンは息子である赤ん坊に相続が認められ、レーンを相続する権利順が赤ん坊より下の者たちは、赤ん坊が無事に産まれたことによってその権利を失ったことになる。聖職者の叙品(⑲)は、聖別する者の頭に手を置く按手²¹の様子によって表わされている。建物の所有(⑳)は建物に手を掛ける人物で表現している。その他、相手に背を向けることで拒否(㉑)を、相手に向かってひざまずき手を差し出すことで忠誠宣誓(㉒)を表している。




²⁰ 石川「ザクセンシュペーゲル・レーン法邦訳(4)」、717-718頁。

²¹ 聖別の際におこなわれる按手は、神の霊が自ら選んだ者を他から離して自分のものとなし、これにある任務を遂行させるために権威と能力とを与えることを意味する。さらに、按手は教会のなかでは、一定の役務や特定の使命を果たすのに適した霊的権能を与えるためにもなされる(X.レオン=デュフル編(乙.イエール監修)『聖書思想事典[新版]』三省堂、1999年(原著1995年)、42-43頁)。

対象・特徴・番号	図像	対象・特徴・番号	図像
<p>①教える 特徴：鞭を持つ年長者が若者を教えている。 0015/1</p>		<p>②立証を退ける 特徴：腕を掴む。 0015/2-4 0030/2-54-6</p>	
<p>③レーンの封与 特徴：国王が王笏を渡している。 0016/2-7</p>		<p>④教会の管理を任せる 特徴：鍵を渡す。 0016/2-7</p>	
<p>⑤城塞レーンの封与 特徴：レーン・教会の封与の時と異なり、手を握るのみ。後ろに城がある。 0016/2-7</p>		<p>⑥家臣は主君を先に行かせ、後ろを歩く 特徴：主君（冠をつけた者）を先に行かせている。 0016/3</p>	
<p>⑦軍役 特徴：鎧を着用している。 0016/4-1 0017/4-3</p>		<p>⑧勤務の休止 特徴：くつろいでいる様子。 0017/4-1</p>	
<p>⑨所領が人に封与されたのを見る聞く 特徴：見た者は目、聞いた者は耳を指さしている。 0018/5-2</p>		<p>⑩授封時期を申し述べる 特徴：太陽を指さしている。 0019/7-4</p>	

<p>⑪正式な異議なし 特徴：口をおさえる。 0022/17</p>		<p>⑫赤ん坊が無事産まれたことの証言 特徴：家の四隅で赤ん坊の声を聞いた人物が自分の耳を指さしている。 0023/20-1</p>	
<p>⑬所領の返還 特徴：手袋を渡す。 0023/20-2</p>		<p>⑭判決による所領の剥奪 特徴：首を棒で押さえつけられている。 0023/20-2</p>	
<p>⑮不法行為 特徴：松明を持った人物が建物に放火しようとしている。 0023/20-4</p>		<p>⑯拒否 特徴：相手に背を向ける（この図の場合、左の人物が右の人物に対して）。 0024/21-2</p>	
<p>⑰忠誠宣誓 特徴：手を差し出す。 0024/22-1、22-2、22-3</p>		<p>⑱実力をもって所領を奪う 特徴：武装した人物が麦穂（所領の象徴）を掴んでいる。 0025/22-4</p>	
<p>⑲建物を良くする 特徴：金槌を持って作業している。 0027/2-21-3</p>		<p>⑳建物の所有 特徴：建物に手をかけている。 0027/2-21-5</p>	

<p>②①21人で証言 特徴：21人描かれている。 0028/2-22-4</p>		<p>②②家畜による傷害 特徴：牛がヤギを傷つけていて、ヤギから血が出ています。 0030/2-54-5</p>	
<p>②③他人の所領に危害 特徴：勝手に穀物を刈り取っている。 0031/2-57</p>		<p>②④質入れ 特徴：衣服を預けている。 0033/2-60-1</p>	
<p>②⑤不当な死 特徴：竈巻きにされた人物。 0033/2-60-2</p>		<p>②⑥宗教裁判 特徴：聖職者によって表現されている。 0034/2-63-2</p>	
<p>②⑦子どもを引き掴む 特徴：子どもの非行が理由で引き掴んでいることを立証している。 0035/2-65-2</p>		<p>②⑧神への勤仕のための叙品 特徴：按手によって聖職者が聖別されている。 0035/2-66-2</p>	
<p>②⑨片足で届く範囲での穀物の刈り取り 特徴：路上に片足を置き、それで届く範囲の穀物を乗り潰した馬に与える。 0036/2-68</p>		<p>③⑩剣以外の武装の禁止 特徴：兜は着用せずに馬に乗せられている。 0036/2-71-2</p>	

<p>③叫喚告知 特徴：他の裁判官区に逃げ込んだ人物を連れ戻している。 0037/2-71-4</p>		<p>③ラッパを吹く 特徴：城の上に聞こえるように吹いている。 0037/2-72-1</p>	
<p>③決闘 特徴：剣と盾を持って対峙している。 0037/2-72-2</p>			

事物編

以下では、『ザクセンシュピーゲル』の図像のうち、事物に関するものをまとめたとめた。

制度に関連するものとしては、盾が描かれているシルト (①) がある。これは、ヘルシルトの略語であり、元来「戦士が用いる盾」を意味する。ただし、『ザクセンシュピーゲル』の条項にも明らかな様に、この語は、レーン法上の身分や、地位を表している。そして、特定の地位を指す場合に限って、シルトと略されることがある²²。なお、ヘルシルトとは、中世の法実務と理論において、純粋なレーン（封土）を獲得する能力として、理解されている。このレーンを獲得すると同時に、家臣には、レーン制のピラミッド内において、定められた地位が割り当てられたのである²³。この他に、盾が描かれる同様な事例として、身分を表す盾 (⑥) がある。これは、同じ盾が同等の身分であることを示し、盾の色を描き分けることで、身分の差異を表している。また、レーンに関連する事例として、旗レーン (⑦) がある。これは、世俗の諸侯が、旗の手交により受け取るものである²⁴。

権利を示す用語としては、ゲヴェーレ (③) と、ゲディング (④) がある。

²² 石川「ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳(1)」『北大法学論集』第51巻5号、(2001年)、1845-1846頁。

²³ H.K.シュルツェ（千葉徳夫ほか訳）『西欧中世史事典—国制と社会組織—』ミネルヴァ書房、1997年（原著1985年）、69頁。

²⁴ 同上書、50頁。

ゲヴェーレとは、占有権のことであり、麦穂を掴む描写がなされている。握ることによって、所有者が明確化され、占有を表すのである。そして、ゲディングには、予約権、期待権等の意味があり、麦穂を円で囲む描写がなされている。周囲に描かれている円は、土地の保有がレーンとして与えられたものである²⁵。

教会(②)には、十字架と風見鶏が描かれている。風見鶏のモチーフは雄鶏であり、これは、キリスト教において、大抵、キリストを否定するペトロと結びつけられる。その物語の展開は、次の通りである。最後の晩餐の後、ゲッセマネの園へと移動する途中、イエスは弟子たちに対し、自分は、裏切りによって、倒されるのであり、その時、弟子たちは皆、躓いて、四散する、と予言した。その時、ペトロは、「たとえ、みんながつまづいても、わたしはつまづきません」と食い下がった。ペトロの抗議に対し、イエスは、「あなたは、今日、今夜、鶏が二度鳴く前に、三度わたしのことを知らないと言うだろう」と、躓くことを予告した。その後、一行はゲッセマネの園に到着したが、そこで、イスカリオテのユダの裏切りに遭い、イエスは逮捕され、大祭司の所へ連行された。それと同時に、弟子たちは、イエスを見捨てて、一目散に逃げ出してしまったのである。しかし、安全な場所まで逃げた後、ペトロはイエスが心配になり、大祭司邸の中庭へ入り込んだ。そこへ、大祭司に遣える女中が一人やって来て、ペトロを見据え、「あなたも、あのナザレのイエスと一緒にいた」と告げた。ペトロは、慌ててそれを打ち消し、出口の方へと逃げ出した時、鶏が鳴いた。そして、今度は、前庭の人混みに紛れ込み、事の成り行きを見届けようとした。そうしていると、先の女中がやって来て、周りの人びとに、ペトロがイエスの仲間だと叫んだ。ペトロはそれを再び打ち消したが、今度は、居合わせた人びとまでが、ペトロの方言を聞き咎め、イエスの仲間と違いないと、口々に言い出し始めたのである。すると、ペトロは、呪いの言葉さえ口にしながら、誓って、それを否定した。丁度、その時、鶏が再び鳴いた。ペトロは、イエスの言葉を思い出し、羞恥心と、後悔とで、激しく泣き出したのである²⁶。

ちなみに、風見鶏が教会の尖塔に据え付けられ、シンボルとして登場するようになったのは、9世紀に入ってからである。もちろん、その制作には意味があり、悪人に対しては、後悔するようにとの警告として、信者に対しては、励

²⁵ 久保正幡「ザクセンシュビーゲルとその繪解寫本(2)」『法学協会雑誌』第65巻3号、(1947年)、131頁。

²⁶ 小河陽『パウロとペテロ』講談社、2005年、67-70頁；川島貞雄『ペトロ』清水書房、2009年、122-134頁。

ましと、慰めとしての思いが込められている²⁷。

住居の特徴を表す描写も非常に多い。雨庇(⑧)は、庇から水が流れる様子が描かれている。組まれた木が、建物を覆うことで、垣根(⑨)を示している。また、家畜小屋(⑩)は、豚小屋と、鳥小屋との2種類に分けられる。豚小屋には、排泄物が描かれている。これに対し、鶏小屋は、籠の様な形状をしており、その近くに鶏が描かれている。厠(⑪)は、左下に、排泄物の出口が見られる。そして、竈(⑫)は、火の粉が飛んでいる。竈の火は、太古より、神聖なものとされていた。と言うのも、家は、竈の火によって、初めて人間の住む場所となったからである。やがて、炎が剥き出しのまま、長時間燃え盛る竈は、家の法や祭祀の中心点となり、家の象徴となった。さらに、中世全体を通して、「自分の竈」を所持するということは、自己の住居を構えることと、同義であった²⁸。その他、川辺には、水車(⑬)が描かれている。

また、農業や商業に関する描写も多数見受けられる。例えば、垣根を越え、隣の木に絡みついているのが、ホップ(⑭)である。ホップは、ビールの苦味料として知られ、和名をセイヨウカラハナソウと言う。ちなみに、苦味料として用いられる部分は、雌株に咲く緑色の松毬状の尾状花序である²⁹。また、植物に関連して、葡萄園と果樹園(⑮)も登場する。農具としては、爪が大きく描かれている熊手(⑯)や、馬に引かせる馬鍬(⑰)などがある。さらに、その他の産業に関連するものとしては、ハンマーを用いて、貨幣に打刻する様子を描く造幣所(⑱)や、馬に引かせた状態で登場する荷車(⑲)などがある。荷車は、積載物がある場合と、そうでない場合が描かれ、積載物は、垣根の描写と酷似している。これらの他に、腰に下げられている矢筒(⑳)や、洪水を塞ぎ止める様子を描く堤防(㉑)、水を波の様に描くことで、氾濫する様子を表した洪水(㉒)などがある。


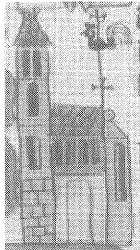
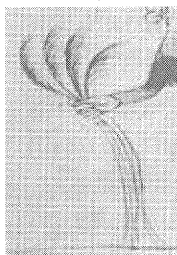
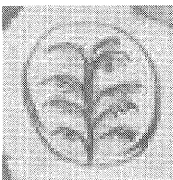
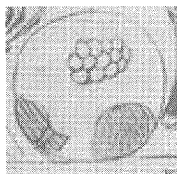


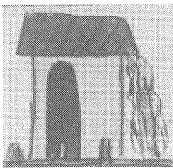
最後に、単体としてではなく、集合物として描かれる事物について触れていく。その一例として、様々な収益(㉓)があり、これは、円の中に麦の束、貨幣、穀物が描かれている。さらに、特筆すべき点として、「あらゆる種類の」という表現が、幾度か用いられていることが挙げられる。なお、ラント法においては、以下の3つに、この表現が用いられている。それは、山羊、犬、牛など

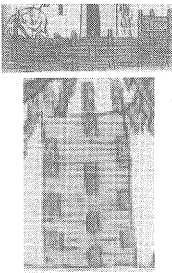
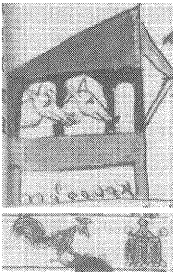
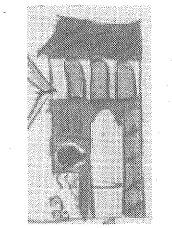
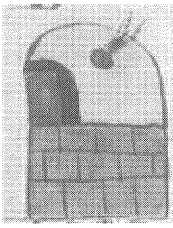

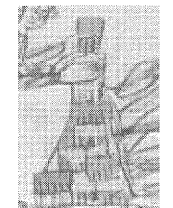
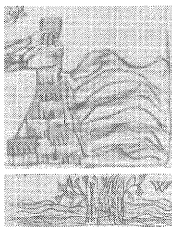
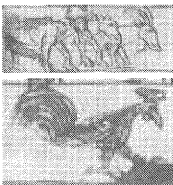
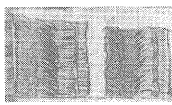
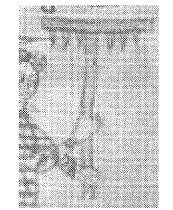
²⁷ P.マレイ・L.マレイ(中森義宗監訳)『オックスフォードキリスト教美術・建築事典』東信堂、2013年(原著1996年)、97頁。

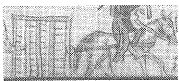

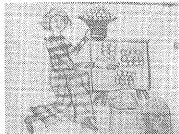

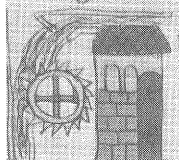
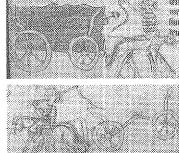

²⁸ シュルツェ、前掲書、168頁。

²⁹ 北野佐久子編『基本ハーブの事典』東京堂出版、2005年、157頁。

の動物を描き分けたあらゆる種類の肉 (16)、穀物の束が重ねられた状態のあらゆる種類の穀物 (17)、大量の貨幣が用意されたあらゆる種類の質子および貢租 (21) である。

対象・特徴・番号	図像	対象・特徴・番号	図像
<p>①シルト 特徴：盾。 0015/1</p>		<p>②教会 特徴：十字架と風見鶏。 0016/2-7、0025/23-3 0035/2-66-1</p>	
<p>③ゲヴェーレ (占有権) 特徴：麦穂を握ることで占有を表す。 0018/5-1、5-2、6-1 ほか多数</p>		<p>④ゲディング (予約権、期待権等) 特徴：円の中に麦穂。 0018/5-1、5-2、6-2 ほか多数</p>	
<p>⑤様々な収益 特徴：円の中に麦の束、貨幣、穀物が描かれている。 0022/14-1</p>		<p>⑥身分を表す盾 特徴：同じ盾は同等身分を (上)、盾の色の違いは身分の違いを表している (下)。 0023/20-1、0023/20-3</p>	
<p>⑦旗レーン 特徴：国王から封与されている。 0023/20-5</p>		<p>⑧雨庇 特徴：庇から水が流れている。 0029/2-49-2</p>	

<p>⑨垣根 特徴：木が組まれており、建物を覆っている。 0029/2-49-2 2-52-1、2-52-2</p>		<p>⑩家畜小屋 特徴：豚小屋（上）には下に排泄物がある。鳥小屋（下）は籠のような見た目で、近くに鶏がいる。 0029/2-51-1 0031/2-58-2</p>	
<p>⑪厠 特徴：左下に排泄物の出口がある。 0029/2-51-1</p>		<p>⑫竈 特徴：火の粉が飛んでいる。 0029/2-51-1</p>	
<p>⑬ホップ 特徴：垣根を越えて隣の木に絡みついている。 0029/2-52-1</p>		<p>⑭堤防 特徴：洪水をせき止めている。 0031/2-56-1</p>	
<p>⑮洪水 特徴：水が氾濫している。 0031/2-56-1</p>		<p>⑯あらゆる種類の肉 特徴：動物の描き分け。 0031/2-58-2</p>	
<p>⑰あらゆる種類の穀物 特徴：穀物の束が並んでいる。 0031/2-58-2</p>		<p>⑱熊手 特徴：爪が大きい。 0031/2-58-2</p>	

<p>⑱馬鍬 特徴：馬にひかせている。 0031/2-58-2</p>		<p>⑳葡萄園と果樹園 特徴：果樹園（上）、葡萄園（下）。 0031/2-58-2</p>	
<p>㉑あらゆる種類の賃子および貢租 特徴：大量の貨幣。 0031/2-58-2</p>		<p>㉒造幣所 特徴：貨幣に打刻している。 0032/2-58-2</p>	
<p>㉓水車 特徴：川のほとりに水車と水車小屋がある。 0032/2-58-2 0035/2-66-1</p>		<p>㉔荷車 特徴：荷物が積まれている状態（上）、荷物が無い状態（下）。 0032/2-59-3</p>	
<p>㉕矢筒 特徴：腰から下げている。 0033/2-61-3</p>			

動物編

以下では、『ザクセンシュピーゲル』の図像のうち、動物に関するものをまとめた。



ガチョウ (①) は、水かきのついた足と長い嘴を持つ姿で描かれる。美食と関連するこの鳥は、中世において村の祭りに不可欠な存在であった³⁰。豚 (②) は、長い鼻と尻尾を持っており、現在の我々が想像する豚の姿とは異なる。参考図像では、複数の仔豚に乳を与える雌豚が描かれている。比較的安く飼育で

³⁰ G.ハインツ＝モーア（野村太郎・小林頼子監訳）『西洋シンボル事典—キリスト教美術の記号とイメージ』八坂書房、1994年（原著1971年）、69頁。

き繁殖力が旺盛な豚は、古代ギリシア・ローマから重要な家畜と見なされていた³¹。

その他の家畜を見てみよう。角を持たない羊(③)は、一見すると犬のように見える。しかし、長い毛並とひづめのある四肢から、羊であると判断できる。一方、ヤギ(④)や牛(⑤)は、曲がった角を持った姿で登場する。両者の違いとしては、ヤギ(④)が外向きの角で鬃を持つのに対し、牛(⑤)は内向きに沿った角を持った姿で描かれていることである。『ザクセンシュピーゲル』に登場する家畜は、総じて線の細い姿で描かれているが、牛(⑤)は頭も軀も重量感ある姿で表現されている。鶏(⑥)は、ここでは鶏冠と上向きに広がった尾羽から、雄鶏であると識別できる。雄鶏は、古代より様々な象徴的意味を持つ生き物であるが、ここでは単なる家畜として描かれている。中世社会において、鶏やガチョウ、豚、ヤギ、牛は、卵・肉・乳製品の供給源として重要な生き物であった³²。


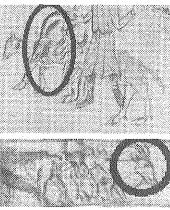
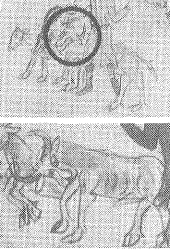




枝分かれした角が特徴的な鹿(⑦)、丸い耳と青い軀を持つ熊(⑧)は、人間や家畜に危害を与える野獣である。他の動物と違って唯一両足立ちをしている動物は、猿(⑨)と考えられる。猿の象徴性は否定的であり、物欲しげで狡猾で用心深い生き物とされている³³。しかし、『ザクセンシュピーゲル』に登場する動物の図像は、それ自体を表す記号であり、深い象徴性を持つものとして描かれていない。

対象・特徴・番号	図像	対象・特徴・番号	図像
①ガチョウ 0029/2-48-12		②豚 0029/2-51-1、 2-54-1	

³¹ 同上書、264頁。

³² B.ロリウー(吉田春美訳)『中世ヨーロッパ食の生活史』原書房、2003年(原著2002年)、123頁。

³³ ハインツ＝モーア、前掲書、135頁。

<p>③羊 0029/2-54-1 0031/2-58-2</p>		<p>④ヤギ 0029/2-54-1 0030/2-54-5 0031/2-58-2</p>	
<p>⑤牛 0029/2-54-1 0030/2-54-5 0031/2-58-2</p>		<p>⑥鶏 0031/2-58-2</p>	
<p>⑦鹿 0033/2-61-1 0034/2-62-1、2-62-3</p>		<p>⑧熊 0034/2-62-1</p>	
<p>⑨猿 0034/2-62-1</p>			

聖書編

以下では、『ザクセンシュピーゲル』の図像のうち、聖書に関するものをまとめた。

前提として、聖書は神と人間が結んだ契約に関する物語であるため、登場人物は神と人間である。キリスト教美術においては、神のような超自然的存在を描写するにあたっては、聖なる図像の頭部を包む光輪を描くことで人間と区別

している³⁴。ここでは、神が緑の長衣に赤の外衣を肩から提げた姿として、人間が裸あるいは腰布をまとった姿で描かれている。

神が人間に魚と鳥とあらゆる野獣に対する権力(①)を与えた場面は、旧約聖書「創世記」(1:28)³⁵にある第五の日のエピソードに由来するものである。これにより人間は、海の魚、空を舞う鳥、地に這うもの全てを支配する権力を神から与えられた。イヴ(エバ)(②)は、アダムのあばら骨から神の力で作られた最初の女性であるが、イチジクの葉で下半身を隠した姿で描かれている。したがってここでは、彼女が蛇の誘惑に負けて禁断の実を口に、「恥」を知るようになった³⁶後の場面を描いたと判断できる。

イエスの昇天(③)は、新約聖書「使徒言行録」(1:9-11)³⁷の場面であり、『ザクセンシュピーゲル』においては木曜日の出来事とされている³⁸。イエスが昇天していく様子を、神の使いとイエスの使徒が見上げている。ここでは、頭部が光輪で包まれている人物たちを神の使いであると判断した。旧約聖書「創世記」(2:22)³⁹には、神がアダムのあばら骨の一部からイヴを創り出したとある。これは、神による人間の創造(④)である。しかし、参考図像では、神が大地である山からイヴを創り出しているようにも見える。新約聖書「マタイによる福音書」(27:32-44)⁴⁰にあるイエスの受難(⑤)では、十字架に貼り付けされたイエスが描かれている。釘で打ち付けられた両手と槍で突かれた脇腹からの出血で痛々しい様子が窺える。これは、金曜日の出来事であった⁴¹。次に、受難の翌日の土曜日に起きた出来事として、墓で安息(⑥)するイエスの様子が描かれている。亜麻布で覆った身体を包帯で幾重にも巻かれ、まるでミイラのようなものである。神の恩寵(⑦)では、神の前にひざまずく4人の男女が描かれている。この場面は、新約聖書「ローマ信徒への手紙」(3:21-26)⁴²「エフェソの信徒への手紙」(2:8)⁴³にあるものと考えられる。ここで神は、人間が信仰によって救われることを唱えている。

³⁴ 柳宗玄・中森義宗編『キリスト教美術図典』吉川弘文館、1990年、388頁。

³⁵ 共同訳聖書実行委員会編『聖書〔新共同訳〕』日本聖書協会、2004年、2頁。

³⁶ 同上書、4頁。

³⁷ 同上書、213頁。

³⁸ 久保ほか訳、前掲書、221頁。








³⁹ 共同訳聖書実行委員会編、前掲書、3頁。

⁴⁰ 同上書、57頁。

⁴¹ 久保ほか訳、前掲書、221頁。

⁴² 共同訳聖書実行委員会編、前掲書、277頁。

⁴³ 同上書、355頁。

対象・特徴・番号	図像	対象・特徴・番号	図像
①魚と鳥とあらゆる野 獣に対する権力 特徴：鹿や鳥、魚がひ ざまずいている。 0033/2-61-1		②イヴ（エバ） 特徴：イチジクの葉で 身体を隠している。 0033/2-61-1	
③昇天 特徴：イエスが天に 昇っている。下半身 のみが見えている。 0035/2-66-2		④神による人間の創造 特徴：イヴ（エバ）を 創っている。 0035/2-66-2	
⑤イエスの受難 特徴：十字架に磔にさ れている。 0035/2-66-2		⑥墓での安息 特徴：イエスが墓の中 で眠っている。 0035/2-66-2	
⑦神の恩寵 特徴：神の前でひざま ずく人間。 0036/2-66-2			

時編

以下では、『ザクセンシュピーゲル』の図像のうち、時に関するものをまとめ
た。

禁制日（①）を表す図像は、赤い輪の中に十字があるが、祝祭日（②）は、
十字は白い輪の外輪上に描かれている。キリスト教において、赤はキリストの
受難を表し、白は純潔を表す。ここでの十字は、交差する横木と軸木が等長で
あることを鑑みればギリシア十字、両端が反り上がっていることを鑑みれば錨
十字であると推測できる⁴⁴。祝祭日は、キリスト教社会において根源的かつ歴

⁴⁴ 柳・中森編、前掲書、392頁。

史的に重要な出来事を記念し、祝う日である。14夜(③)は、家臣が証人を選出する猶予期間を表している⁴⁵。このように表現されているのは、ローマ数字のIIが2週間の14日であり、その下に描かれた人の顔の月が夜を連想させるものだからと考えられる。

キリスト教社会では、多くの聖人を奉った祝日がある。神と同じく頭部を包む光輪が、聖人を表す象徴である。聖マルガレータ(④)は、またの名をアンティキオアのマルガリタという⁴⁶。彼女は、中世末期において最も人気のある聖人の一人であった。伝説によれば、彼女は、異教の身分の高い家柄出身でありながらキリスト教徒になった。彼女の美しさに惚れた地方総督は、彼女が信仰放棄することを条件に結婚を迫ったが、彼女はそれを拒んだことにより幾多の拷問にあったとされている。彼女の持物としてドラゴンが描かれるのは、彼女が獄中、ドラゴンに変化した悪魔と戦ったからだと言われている⁴⁷。彼女の祝日は7月13日であるが、この日はあらゆる種類の穀物の十分の一税の支払いが義務付けられていた⁴⁸。十二使徒の一人聖バルトロメウス(⑤)は、生きたまま皮をはがされて殉教した人物とされるため、皮関連の聖人として奉られている⁴⁹。図像には、自らの生皮を掛けた棒を担ぐバルトロメウスが描かれている。彼の祝日8月24日は、あらゆる種類の貸子や貢租の支払いを義務付けられていた⁵⁰。

蠟燭聖別の日(⑥)は、聖燭祭とも言い、毎年2月2日に日々の使用に供される蠟燭一年分の聖別を教会で行う⁵¹。図像には燭台と蠟燭が描かれているが、これらはキリスト教において、典礼に必要な道具として使用されていた⁵²。さらに、この日は冬の終わりと春の始まりを告げる区切りとされていたため、去年一年の貸しや利子の返済や賃金の支払いが行われる日でもあった。

⁴⁵ 石川「ザクセンシュビーゲル・レーン法邦訳(4)」、691頁。

⁴⁶ 柳・中森編、前掲書、301頁。

⁴⁷ R. Giorgi Traduit de l'italien par D. Féral, *Les Saints*, Paris: Hazan, 2003, p. 243.

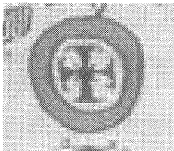
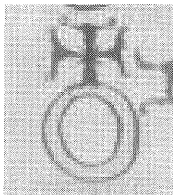


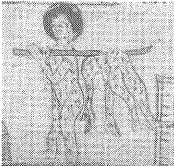
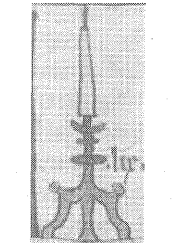
⁴⁸ 久保ほか訳、前掲書、209頁。

⁴⁹ Giorgi, *op. cit.*, pp. 50-51.

⁵⁰ 久保ほか訳、前掲書、209頁。

⁵¹ 八木谷涼子『キリスト教歳時記—知っておきたい教会の文化—』平凡社、2003年、72頁。

⁵² 上智学院新カトリック大事典編纂委員会編『新カトリック大事典 [第3巻]』研究社、2002年、306頁。

対象・特徴・番号	図像	対象・特徴・番号	図像
①禁制日 特徴：輪の中に十字。 0017/4-4		②祝祭日 特徴：輪の上に十字。 0017/4-4	
③14夜 特徴：ローマ数字IIで 2週間 (=14日)を表 ず。 0026/24-2、24-3		④聖マルガレータの日 特徴：光輪のある女性。 ドラゴンを攻撃してい る。 0031/2-58-2	
⑤聖バルトロメウスの 日 特徴：自分の生皮を担 いだ光輪のある男性。 0031/2-58-2		⑥蠟燭聖別の日 特徴：燭台に立てられ た蠟燭。 0032/2-59-1	

追記

前稿42頁⑰「参審自由人の婦女」の解説として、「身分の象徴を表すものを持つ」とのみ記したが、具体的に何を持っているのかは読解できていなかった。これに対して、近畿大学法学部の稲元格先生から、ここに描かれているのは「舟」であるという説のあることをご教示いただいた。舟すなわちschiffはschöffen、つまり参審自由人と音が似ているため、彼女が参審自由人であることに読者が気づくよう、挿絵作者が挿入したのである、と。絵と訳文のみからの読解を試みていた我々では思いもよらなかった説得的な説明であり、ここに記して感謝申し上げる。前稿で我々が読み解けなかった図は他にもあるが、おそらく今回のご指摘のように、語呂合わせ的な読者理解補助も多いと思われる。